

## 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が行う、公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター事業に関する規程（以下「事業規程」という。）第17条に規定する給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(給付)

第2条 給付の項目、事由及び金額は、別表に定めるところによる。

2 給付事業を円滑に運営するため、次に掲げる給付については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17 略称：全労済協会）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約し、実施するものとする。

(1) 会員のその他の死亡を除く死亡弔慰金

(2) その他の重度障害を除く障害見舞金

(3) 住宅災害見舞金

3 前項各号に掲げる給付については、センター又は会員を自治体提携慶弔共済保険の被保険者とし、保険金支払の各条件等は、当該保険の普通保険約款及び特約条項の定めによる。

(結婚祝金)

第3条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

2 結婚祝金の支給は、同一人において1回を限度とする。

3 結婚とは、民法（明治29年法律第89号）第4編第2章に規定する婚姻をいう。

(出生祝金)

第4条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出生祝金を支給する。

2 出産には、流産、死産及び早期新生児死亡（14日以内）は、含まれないものとする。

3 多児出産の場合は、1児につき1件として扱うものとする。

(入学祝金)

第5条 会員の子が小学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

(結婚記念祝金)

第6条 会員が結婚して25年経過したときは、結婚記念祝金を支給する。

(還暦祝金)

第7条 会員が満60歳を迎えたときは、還暦祝金を支給する。

(永年勤続祝金)

第8条 会員の勤続年数が連続して10年以上経過したときは、別表に定めるところにより、勤続年数に応じ永年勤続祝金を支給する。

(その他の給付)

第9条 第2条第2項及び第3項に規定するもののほか、次に掲げる給付に関し必要な事項については、全労済協会が実施する自治体提携慶弔共済保険の保険金支払の手引きにおいて定められているところによる。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) 障害見舞金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 住宅災害見舞金

(受給資格の発生)

第10条 給付の受給資格は、事業規程第6条に規定する会員の資格を取得することによって発生するものとし、給付金の支給は、当該資格を取得した日以後に発生した給付の事由（以下「給付事由」という。）について行うものとする。

(受給資格の失効)

第11条 前条に規定する受給資格は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合に失効するものとする。

- (1) 会員の資格を喪失したとき。
- (2) 会費を滞納しているとき。

2 前項第2号に掲げる事由に該当する場合における失効の期間は、会費が未納となっている月の初日から会費が納入された日の属する月の末日までとする。

(給付の請求)

第12条 給付事由が発生した者は、給付金請求書に別表に定める当該給付事由の発生を証明する書類を添えて、事業主を通じセンターに給付金を請求するものとする。ただし、個人会員の場合は、本人が請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、結婚祝金、出生祝金、入学祝金、結婚記念祝金、還暦祝金及び永年勤続祝金については給付事由の発生から2年以内に、これら以外の給付につい

ては給付事由の発生から3年以内に、それぞれ行わなければならない。

(給付の決定等)

第13条 理事長は、給付金請求書及び添付書類を審査し、給付を決定したときは、給付金支給決定通知書により請求者に通知し、給付金を支払わなければならない。

2 理事長は、給付金請求書及び添付書類を審査し、給付しないと決定したときは、これを速やかに給付金の不支給決定通知書により請求者に通知しなければならない。

3 第1項の規定による通知及び給付金の支払並びに前項の規定による通知は、個人会員以外の会員にあつては、事業主を通じて行うものとする。

(給付金の返還)

第14条 偽りその他不正行為により、給付金を受けた者がある場合は、理事長は、当該者に対し、当該給付金及び当該給付金の支給に要した費用を返還させることができる。

(異議の申出等)

第15条 給付金の請求をした者(以下「請求者」という。)は、給付の決定に関し不服があるときは、理事長に異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 前項の規定による異議申出は、請求者が給付の決定に関する通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面により行わなければならない。

3 センターは、異議申出があつたときは、理事会で協議の上、当該異議申出をした者に回答するものとする。

(期間の計算)

第16条 給付に係る期間の計算は、この規程に別に定めがある場合を除き、給付の受給資格が発生した日及び給付事由が発生した日から起算する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの給付事業について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター給付規程の規定は、平成23年4月1日以後に給付事由が発生する者について適用し、同日前に給付事由が発生した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター給付規程の規定は、平成24年4月1日以後に給付事由が発生する者について適用し、同日前に給付事由が発生した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、公益法人設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター給付規程の規定は、平成26年4月1日以後に給付事由が発生する者について適用し、同日前に給付事由が発生した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

給付

項目	事由			金額	添付書類等	
結婚祝金	会員の結婚			20,000円	事業主による証明	
出生祝金	会員又は会員の配偶者の出産			10,000円		
入学祝金	会員の子の小学校入学			10,000円		
結婚記念祝金	会員が結婚25年を経過			10,000円		
還暦祝金	会員が満60歳になったとき			10,000円		
永年勤続祝金	会員が勤続10年を経過			10,000円		
	会員が勤続20年を経過			10,000円		
	会員が勤続30年を経過			10,000円		
死亡弔慰金	会員	疾病による死亡	65歳未満	100,000円	医師の死亡診断書又は 死体検案書 (不慮の事故による) 不慮の事故である証明書	
			65歳以上	50,000円		
		不慮の事故による死亡	65歳未満	100,000円		
			65歳以上	100,000円		
		その他の死亡	65歳未満	100,000円		
			65歳以上	50,000円		
会員の配偶者の死亡			20,000円	事業主による証明		
会員の子の死亡			20,000円			
会員又は会員の配偶者の親の死亡			10,000円			
障害見舞金	会員	重度障害 第1級、 第2級、 第3級の 2・3・4	疾病による	65歳未満	100,000円	医師の後遺障害診断書 (不慮の事故による) 不慮の事故である証明書
			65歳以上	50,000円		
		不慮の事 故による	65歳未満	100,000円		
			65歳以上	100,000円		
		その他	65歳未満	100,000円		
			65歳以上	50,000円		
障害第3級の1・5、 第4級～第14級		不慮の事故による		4,000～ 90,000円		

傷病見舞金	会員	休業 14 日以上 30 日未満	10,000円	医師の診断書等
		休業 30 日以上 60 日未満	20,000円	
		休業 60 日以上 90 日未満	25,000円	
		休業 90 日以上 120 日未満	40,000円	
		休業 120 日以上	55,000円	
住宅災害見舞金	会員住宅火災等	50%以上	100,000円	修理業者による見積書 関係官署の罹災証明書
		30%以上 50%未満	70,000円	
		20%以上 30%未満	50,000円	
		20%未満	20,000円	
	会員住宅自然災害	70%以上	30,000円	
		20%以上 70%未満	15,000円	
		20%未満	3,000円	
		床上浸水	6,000円	
会員の同居親族(配偶者・6親等内血族・3親等内姻族)の死亡		15,000円	事業主による証明	

※ 添付書類は各証明書等の写しでも可とする。